

ウィリアム・ハラール著

『ピューリタン革命における自由と改革』

William Haller: Liberty and Reformation
in the Puritan Revolution, N. Y., 1955,
pp. xv, 410.

濱 林 正 夫

イギリス市民革命についての思想的な研究は、革命のほかの側面の研究に比べて、決して見劣りしない成果をあげてきているし、とくにわが国における研究は、思想史研究に、あるいは過大ともいえるほどの比重をかけている、といつてよいであろう。しかしそれにもかかわらず、イギリス革命の思想を全體として通観した業績は、あんがい乏しいのではあるまいか。いわゆる革命史というような通史においては、あのモニュメンタルなガードナーの業績においてすでにそうであったように、思想史はいわば継子的なあつかいをうけるにとどまり、また思想史の通史は、たとえばジョーダンやシエンクなどにおけるように、問題意識は一貫しているにせよ、あつかい方は個々の思想家を個別的にとりあげるといふ方法がとられていた。そのため

に、革命思想史の全體的なイメージを與えることが少なく、個々の思想家をとりあげられる場合にも、その思想家が革命思想史の全體像のなかでしめる位置がぼやけてしまうことが多かったように思われる。

もちろん、革命思想史の全體像をえがきだすといふことは、きわめて困難であろう。一九五五年に出版されたJ・フランクの「レヴェラーズ」といふ書物は、三人のレヴェラーズの指導者に焦点をあわせながら、一應の全體的な流れをおったものであるが、同じ年に出版されたW・ハラールのこの書物は、もっと広い範囲にわたって、個々の思想家をかなり詳しくあつかいながら全體像をかびあがらせるといふ、きわめて困難な仕事にとりくみ、しかもそれに著者なりに成功しているみごとな業績だといつてよいであろう。すでにハラールは、一九三八年に、エリザベス朝から革命のはじまりにいたる半世紀あまりの期間をあつかった周知の「ピューリタニズムの勃興」といふ書物をだしており、また一九三三—三四年には「ピューリタン革命における自由にかんする論稿」と題する三巻本で、また一九四四年には、G・デーヴィスとの協力による「レヴェラー論稿」で、いくつかの革命期の貴重なパンフレットの復刻を公刊し、そのほかいくつかのこまかい論文で革命の宗教思想史についての分析をすすめていたが、この書物は、一九三八年の書物の續編をなすとともに、著者のこれまでの研究の一應の綜括をなすものである。

この書物であつかわれているのは、一六三八年から一六四九

年までである。著者はこの期間にあらわされた宗教問題、とくに信仰の自由の問題、にかんする著書やパンフレットのおもなものをすべてとりあげ、これを教會改革と信仰の自由という共通の基本観點にしたがって整理し、イギリス近代社會の成立におけるビュウリタニズムの役割を確定しようとする。分析の對象となった思想家やその著作はきわめて多いが、そのおもなものをおあげれば次のとおりである。まず第一章は、ジョン・ノックスを中心とするスコットランド長老派教會の性格に簡単にふれたのち、ビュウリタニズムにおける「説教 (preaching)」の意義を強調し、長期議會の初期におけるビュウリタンからの請願や、下院におけるステファン・マーシャルやジェレミア・バララの説教をとりあげる。「イングリランドにおける改革」と題される第二章は、「説教の自由」こそビュウリタンの要求であったという第一章の歸結をうけついで、そういう自由な説教者の組織をつくるのがビュウリタンのいう「改革」であったとし、國教會派の僧侶ジョゼフ・ホールとマーシャルらの論争を紹介しつつ、あわせてジョン・ミルトンのホール批判および教會改革論を分析し、ミルトンのヒューマニズムがビュウリタンの教會改革の限界をこえるものとなりうることを、注意ぶかく指摘し、ミルトンとマーシャルらとの、のちに展開される對立をあらかじめ暗示する。第三章はビュウリタニズムからややなはなれて、コモン・ロウや自然法にふれ、ヘンリー・パーカーの議會主權論や、ジョン・グッドウインの「反國王主義」をとりあげ、自然法やコモン・ロウがビュウリタニズムと結びついて、自由

をたたかかっていったことをあきらかにし、自由が「説教の自由」から政治的、社會的自由へ擴大されていったとして、ミルトンの「離婚論」にふれている。しかしこういう自由の擴大は、ビュウリタニズムの論理的な歸結であったとはいえず、ビュウリタン僧職者のうちに分裂と對立をうみだすこととなるであろう。そしてその對立が第四章の主題である。

第四章はウエストミンスター教會議をとりあげ、長老派と獨立派の差異にふれつつ、トマス・グッドウインら五人の獨立派神學者が發表した「辯明の言葉」とそれをめぐる論争を分析し、またミルトンの「アレオパジティカ」における言論の自由の主張を、自由のためのたたいの擴大として、とりあげている。こうして、ビュウリタニズムの主張する信仰の自由という要求は、カルヴィニズムの枠をこえていくのであるが、第五章ではそういうケースとしてジョン・グッドウインのヒューマニズムの立場にたつた信仰自由論にふれ、あわせて、長老派のウィリアム・プリンによる獨立派批判をこれと對照させ、次にニュー・イングリランドにおけるジョン・コトンやロジャー・ウィリアムズの主張と、ヘンリー・ロビンソン、ウィリアム・ウォールウィン、リチャード・オーヴァトンなどの、合理主義的な、あるいは反戒律主義的な、思想を分析している。

こういう分離派的な、あるいはいわゆる異端的な、思想の展開に力を與えたのは、ニュー・モデル軍であった。第六章はこの新しい議會軍のなかに分離派的な宗教思想が浸透していくプロセスを分析し、從軍牧師ジョン・ソールトマーシユやウィリ

アム・デル、ヒュー・ピーターズなどをとりあげ、軍がビュウリタンの教會組織の原則をとり入れたことにふれ、最後にクロムウェルにおけるビュウリタニズムの問題をあつかっている。獨立派は、グッドウィンの「辯明の言葉」にのべられているように、がんらい長老派と分離派との「中道」をもとめていたのであるが、長老派と分離派との対立がはげしくなると、そういう中間的な立場を維持しつづけることが困難になり、ますます分離派へ接近していくのであるが、第七章は次第にはげしくなる長老派と獨立派の對立を、ロバート・ペイリィやトマス・エドワーズら長老派からの獨立派攻撃によつてえがきだし、ついでジョン・セルデンやプリンのエラスティアニズムにふれて、同じ長老派のなかでもイングランドとスコットランドとのあいだにあった對立を指摘し、さらにミルトンがビュウリタニズムから一そうはなれていく過程を「キリスト教教義論」と「プリテンの歴史」について分析し、最後にトマス・グッドウィンやジョン・グッドウィンら獨立派がキリスト教的ヒューマニズムといふべき立場にたつたことを確認している。

こうして信仰の自由のたたかいはヒューマニズムと結びつき、長老派批判をうみだし、さらに政治的自由のためのたたかひへ發展するのであるが、一六四五年ごろには、政治的自由と民主主義のための勢力が、一つの黨派として形成される。これがレヴェラーズである。第八章は「レヴェラーズの擡頭」と題され、まずリルバーンの、つづいてオーヴァトンとウォールウ

インの生涯と著作と思想が素描される。そして一六四七年三月のいわゆる「レヴェラーの大請願」が功を奏さないのを見たレヴェラー指導者たちは、軍と結びつき、「人民協定」をうみだすのである。第九章は一六四七年春から秋にかけての軍幹部とレヴェラーズ、兵士たちの動きを概観し、「人民協定」を討議したパトニ會議にふれ、會議の決裂後のレヴェラー文書をとりあげる。第十章は第九章のつづきで、四八年一月のホワイトホール會議における軍とレヴェラーズの再度の對決をとりあげ、最後に國王死刑と共和制成立にいたる思想的轉回をクロムウェルとジョン・オウエンについてみ、ジョン・グッドウィン、ミルトンによる共和制よう護論と、リルバーンによる共和制批判とをとりあげている。リルバーンにとっては自由のためのたたかいはなおつづけられなければならなかつたのであるが、クロムウェルはこのときから、自由のためのたたかひから、そのたたかひの彈壓者となるのである。

以上が本書のあらすじであるが、こういうあらすじでは、この書物の豊富な内容と著者のみごとな分析とをうつつしだすことは、とうていできない。革命當時のパンフレットが完全に消化され著者自身の血肉となり、著者の觀點にしたがつて自由に驅使され、要約され、整理されて、思想の流れをうかびあがらせてくるありさまは、革命思想史の第一人者たる著者の力量をしめして十分である。ガードナーが政治史においてはたした業績を、いま思想史の領域ではたしうる研究者があるとすれば、それはこのハラールをおいてほかにはないといつても過言ではある

まい。

しかしこのみごとな分析と敘述にもかかわらず、著者が提示してくれる革命思想史の全體像は、私にはどうも物足りないし、あいまいなものを残しているように思われてならないのである。そしておそらくこの物足りないさ、あいまいさは、著者の史料の読み方とか敘述の仕方とかに原因するものではなく、本書の構成の仕方、したがってまた、もっとつっこんでいえば、それを支えている著者の基礎的な視角や問題意識にもとづくものであるように思われる。といっても私は、著者が革命の階級關係や經濟的基礎にふれなかったことを、不満としているのではない。私は著者に決してルフューブル流の「思想の社會史」を期待しているわけではないが、しかしたとえば著者がやはり多くを負っているあのガードナーとくらべてみても、著者の問題意識やビュウリタニズムの役割の評価は、率直に言って、ガードナーの水準に達していないといえるのではあるまいか。ガードナーは、周知のように、ビュウリタニズムの革命的戰鬥的な性格に批判的であり、ブルック卿やフォークランドなどの合理主義的寛容論に共感をよせ、イギリス革命の妥協性を高く評價しているのであるが、しかし革命的ビュウリタニズムがなければ合理主義的寛容論が勝利をしめることはできなかったであろうとして、ビュウリタニズムの役割をそういう意味で評價するのである。こういうガードナーの分析と評價は、その政治的な立場の問題とはまったく別に、われわれに非常に教えるところが多いのであるが、ハラリーのビュウリタニズム評價はそう

いうようなデリケートな關係をまったく無視してなされている。ハラリーにとっては、革命的ビュウリタニズムは、「偉大な狂氣や偉大な悪ではなく……、イギリス國民の共同生活における偉大なダイナミックな力」(序文一四ページ)としてとらえられ、その要求した教會改革はついになしとげられなかったけれども、自由をかちうることができ、こういう自由のためのビュウリタニズムのたたかいから、「新しいエルサレムではなく近代イギリス國家」(序文一五ページ)が生みだされたとされている。すなわち著者によれば、ビュウリタニズムが要求した信仰の自由という主張は、それ以外の思想の同じ要求と合流し提携して、近代の自由主義へ一直線につながってしまうことになるし、ビュウリタニズムとそれ以外の思想は、信仰の自由という主張において一致するかぎり、その政治的立場や思想的系譜のいかんを問わず、一しょにあつかわれ、オウエンやグッドウィンの獨立派と、ラルフ・カッドワースやジェレミ・テーラーらの國王派とが、同居することになるのである。

しかしだからといって、もちろん、原史料に精通した著者が何もかも一しょにしてビュウリタニズムというレッテルをはっているわけではない。それどころか、例えばヘンリ・ロビンソンにかんしては信仰の自由という主張が交易増大の要求と結びついていたことや、ウィリアム・ウォールウィンの場合にはカルヴィニズム批判をふくむ信仰の自由という要求であったことや、ジョン・グッドウィンの場合には廣教主義への傾向があることや、あるいは著者が比較的多くのスペースをさいているジ

っていたし、またそうであったからこそそれを評價することも可能であつたのであろう。二〇世紀の三〇年代ごろからふたたび活潑になつてきたビュウリタニズムやレヴエラーズ研究は、これを決して過去のものとしてではなく、現在につながるものとして理解し評價しようとしてきている。それはもちろん、現代における民主主義や自由主義の危機を反映してのことであるのだが、その場合にビュウリタニズムのもつていた革命的な性格が再評價されるとともに、近代社會成立以後に主流となつた自由主義や民主主義——それは決して革命的なものではない——が、ヨーロッパ精神のよき傳統としてそのままにうけつがれているのである。というよりはむしろその傳統をまもるためにこそ、ビュウリタニズムなりレヴエラーズなりの再評價がくだされているのである。そういう問題意識からする分析においては、したがって、たとえば信仰の自由という問題をとらあげるとすると、そういう要求をかかげた思想は、ヒューマニズムもビュウリタニズムも合理主義も懷疑主義も、市民革命の段階ではそれぞれ異なつた役割をはたしていたにかかわらず、す

べてが「よき傳統」の創造者として一しよに評價されてしまうこととなる。

ガードナーやJ・R・グリーンがかつて主張したように、イギリス革命の信仰の自由の主張には二つのタイプがあつたという考え方を、私がもう一度とりあげるべきだと思ふのは、思想史におけるこういう混亂をふせぐためにほかならないし、そうすることによってのみイギリス革命の妥協性を思想的にあきらかにすることができると思ふからなのであるが、しかしそのことは、ヨーロッパ精神の「よき傳統」が、實は市民革命の段階における日和見主義や妥協の落し子であることをあきらかにすることになるかも知れない。もしそうであるとすれば、現代におけるヨーロッパ精神の危機の克服は、實はその傳統そのものとのきびしい對決なしには不可能であることをしめすであらう。コロンビア大學のハラ教授に、民主主義・自由主義とのきびしい對決を期待することは無理であらうか。

(小樽商科大學助教)